

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年11月2日

香川県公安委員会委員長 神 原 博

香川県公安委員会規則第22号

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
法令等	条項号	内 容	公安委 員会	警察本 部長	法令等	条項号	内 容	公安委 員会	警察本 部長
1～68 略					1～68 略				
68の2 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）	略				68の2 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）	略			
	第230条第3項	再審査の申請に関する調査（第160条第1項の準用）		○		第230条第3項	再審査の申請に関する調査（第160条第1項の準用）	○	
	略					略			
	第230条第3項	裁決書の謄本の処分庁への送付（行政不服審査法第42条第4項の準用）	略			第230条第3項	裁決書の謄本の参加人及び処分庁への送付（行政不服審査法第42条第4項の準用）	略	
	略					略			
	第232条第3項	事実の申告に関する調査（第160条第1項の準用）		○		第232条第3項	事実の申告に関する調査（第160条第1項の準用）	○	
	第232条第3項	事実の申告に対する通知の決定（第161条第1項の準用）	略			第232条第3項	事実の申告に対する裁決（第161条第1項の準用）	略	
第232条第3項	事実の申告に係る結果の通知の実施（第164条第1項の準用）		○	第232条第3項	事実の申告に係る結果の通知（第164条第1項の準用）	○			
第232条第3項	事実の申告が不適法である旨の通知の実施（第164条第2項の準用）		○	第232条第3項	事実の申告が不適法である旨の通知（第164条第2項の準用）	○			

		略	
(1) 刑事 収容施設 及び被収 容者等の 処遇に関 する法律 の規定に 基づく再 審査の申 請及び事 実の申告 の手續に 関する規 則(平成 19年香川 県公安委 員会規則 第20号)	第2条	審査等経過調書による報告	○
	第4項	の受理	
	第4条	質問録取書の作成	○
	第5条	提出物目録の交付	○
	第1項		
	第5条	提出物件の返還及び還付請	
	第2項	書の受理	○
	第6条	検証調書の作成	○
	第8条	補正命令書の送付	○
	第9条	執行停止の決定に係る書面	
	第1項	による通知	○
	第9条	執行停止の取消しの決定に	
	第2項	係る書面による通知	○
	第10条	手續併合(分離)通知書の	
	送付による通知	○	
第11条	再審査申請の取下げに係る		
第2項	書面による通知	○	
第12条	公示の方法による送達をし		
第3項	た旨の書面による通知	○	
第14条	質問録取書の作成(第4条		
第1項	の準用)	○	
第14条	提出物目録の交付(第5条		
第1項	第1項の準用)	○	
第14条	提出物件の返還及び還付請		
第1項	書の受理(第5条第2項の		
	準用)	○	
第14条	検証調書の作成(第6条の		
第1項	準用)	○	
第14条	補正命令書の送付(第8条		
第3項	の準用)	○	
第14条	手續併合(分離)通知書の		
第4項	送付による通知(第10条の		
	準用)	○	

略

	第15条 第2項	事実の申告の取下げに係る 書面による通知		○		
	第16条 第1項	結果通知等の送付		○		
68の3～99 略					68の3～99 略	
備考 略					備考 略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。